

高等部3年生が卒業しました。各卒業生のうち、一般就労・A型事業所利用の方で早い人は3月中旬から利用・就労が開始します。就労継続支援B型、自立訓練・就労移行支援、生活介護等事業所を利用する方は4月1日から利用開始します。また、卒業生の多くの方は、就労・利用開始前の3月中（卒業式前後）に、企業・事業所へ出向いて契約等の手続きをしています。

今月号では、高等部の進路決定の過程で現れるトピックについて簡単にご紹介します。

## 直Bアセスメント（就労継続支援B型事業所の利用）

学校卒業後、すぐに「就労継続支援B型事業所」を利用する場合、（B型を利用するための）受給者証申請時に福祉事務所から「就労継続支援B型利用にかかるアセスメント報告書」の提出を求められます。そのため、在学中に「就労移行支援事業所」へ依頼して「就労アセスメント」を受ける必要があります。また、就労移行支援事業所にアセスメントを依頼するためには障害福祉課へ利用申請が必要となります。本校では高等部2年生の年度末に対象の方へお知らせし、高等部3年生の1学期、または2学期の現場実習中にアセスメントを実施する流れとなっています。※卒業後に各種事業所を移動する場合にも就労アセスメントを求められる場合があります。



## 求職登録（就労相談会）

卒業後の進路として、一般企業（障害者雇用枠）、またはA型事業所を希望する場合、ハローワーク（公共職業安定所）を介して雇用契約を行うため、ハローワークに求職者登録をしておく必要があります。本校では毎年4月上旬に、ハローワークから職業指導官の方に来校していただき、「就労相談会」を実施し、（高等部3年生の）対象の方に対して個別に求職者登録についての話や、一般企業（障害者雇用枠）、A型事業所を目指す上での心構え等を話してもらい、求職登録を行っています。



## 雇用対策上の重度知的障害者判定（重度判定）

知的障害者手帳の有無や判定内容とは全く別の基準で、「障害者雇用促進法上の重度知的障害者」というものです。判定を受けた場合、就職のための擁護制度を手厚く受け取ることができます。主に、次の2点があげられます。

- ①雇用率のカウント：2024年4月から障害者雇用率が2.5%となり、従業員40人以上の企業は従業員数の一定割合について障害者を雇用する義務があります。一週間に30時間以上勤務する雇用形態の場合、重度知的障害者は1人の雇いで2人分のカウントとなります。
- ②助成金：重度知的障害者と判定された方を雇用した場合は、事業主が活用できる助成金の種類や金額が増えたり、給付期間が長くなったりします。

卒業後に企業就労・A型事業所利用（就労）を予定する高等部3年生の方で、対象の方には求職登録の際に、ハローワークの方から説明があります。本校では①②の理由から、例年7月の進路懇談で再度詳しく説明し、夏季休業中に障害者職業センターに行って判定を受けていただくことをお勧めしています。